

気候変動適応法の改正及び 熱中症対策実行計画の策定

令和5年9月14日
大臣官房環境保健部
環境安全課

気候変動適応法及び独立行政法人環境再生保全機構法の一部を改正する法律の概要

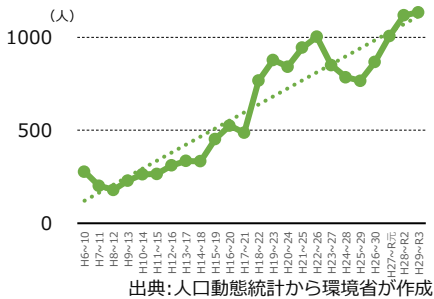
公布日：令和5年5月12日

気候変動適応の一分野である熱中症対策を強化するため、**気候変動適応法**を改正し、熱中症に関する政府の対策を示す**実行計画**や、熱中症の危険が高い場合に国民に注意を促す**特別警戒情報**を法定化するとともに、特別警戒情報の発表期間中における**暑熱から避難するための施設の開放措置**など、熱中症予防を強化するための仕組みを創設する等の措置を講じるものです。

■ 背景

- 熱中症対策については、関係府省庁で普及啓発等に取組んできたが、熱中症による**死亡者数の増加傾向**が続いており、近年は、**年間1,000人を超える年**も。
- 「**熱中症警戒アラート**」（本格実施は令和3年から）の発表も実施してきたが、**熱中症予防の必要性**は未だ国民に十分に浸透していない。
- 今後、地球温暖化が進めば、**極端な高温の発生リスクも増加**すると見込まれることから、法的裏付けのある、より積極的な熱中症対策を進める必要あり。

熱中症による死亡者（5年移動平均）の推移

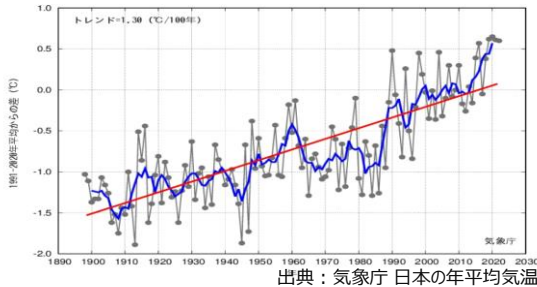


自然災害及び熱中症による死者数

| | 自然災害 | 熱中症 |
|-------|------|--------|
| 2017年 | 129人 | 635人 |
| 2018年 | 444人 | 1,581人 |
| 2019年 | 155人 | 1,224人 |
| 2020年 | 119人 | 1,528人 |
| 2021年 | 186人 | 755人 |

出典：令和4年防災白書及び人口動態統計

日本の年平均気温偏差



細線（黒）：各年の平均気温の基準値からの偏差
 太線（青）：偏差の5年移動平均値
 直線（赤）：長期変化傾向
 基準値は1991～2020年の30年平均値。

■ 主な改正内容

| | 現状 | 気候変動適応法の改正により措置 |
|-------|---|---|
| 国の対策 | <ul style="list-style-type: none"> 環境大臣が議長を務める熱中症対策推進会議（構成員は関係府省庁の担当部局長）で熱中症対策行動計画を策定（法の位置づけなし） <p>（関係府省庁：内閣官房、内閣府、総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、気象庁）</p> | <ul style="list-style-type: none"> 熱中症対策実行計画として法定の間議決定計画に格上げ → 関係府省庁間の連携を強化し、これまで以上に総合的かつ計画的に熱中症対策を推進 <p>※熱中症対策推進会議は熱中症対策実行計画において位置づけ</p> |
| | <ul style="list-style-type: none"> 環境省と気象庁とで、熱中症警戒アラートを発信（法の位置づけなし） <p>※本格実施は令和3年から</p> <p>現行「アラート」の告知画像</p> | <ul style="list-style-type: none"> 現行アラートを熱中症警戒情報として法に位置づけ さらに、より深刻な健康被害が発生し得る場合に備え、一段上の熱中症特別警戒情報を創設（新規） → 法定化により、以下の措置とも連動した、より強力かつ確実な熱中症対策が可能に |
| アラート | <ul style="list-style-type: none"> 海外においては、極端な高温時への対策としてクーリングシェルターの活用が進められているが、国内での取組は限定的 | <ul style="list-style-type: none"> 市町村長が冷房設備を有する等の要件を満たす施設（公民館、図書館、ショッピングセンター等）を指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）として指定（新規） → 指定暑熱避難施設は、特別警戒情報の発表期間中、一般に開放 |
| | <ul style="list-style-type: none"> 独居老人等の熱中症弱者に対する地域における見守りや声かけを行う自治体職員等が不足 | <ul style="list-style-type: none"> 市町村長が熱中症対策の普及啓発等に取組む民間団体等を熱中症対策普及団体として指定（新規） → 地域の実情に合わせた普及啓発により、熱中症弱者の予防行動を徹底 |
| 地域の対策 | | <ul style="list-style-type: none"> 警戒情報の発表の前提となる情報の整理・分析等や、地域における対策推進に関する情報の提供等を環境再生保全機構の業務に追加 → 熱中症対策をより安定的かつ着実に行える体制を確立 |

独立行政法人環境再生保全機構法の改正により措置

- 警戒情報の発表の前提となる情報の整理・分析等や、**地域における対策推進**に関する情報の提供等を環境再生保全機構の業務に追加
- 熱中症対策をより**安定的かつ着実**に行える体制を確立

＜施行期日＞

- 熱中症対策実行計画の策定に関する規定：公布の日から1月以内で政令で定める日
- その他の規定：公布の日から1年以内で政令で定める日

政府・市町村等関係主体の連携した対策の推進により、熱中症死亡者数の顕著な減少を目指す

1. 政府による熱中症対策実行計画の策定

【第1条関係】気候変動適応法第16条

- ◆ 政府は、気候変動適応計画に即して、熱中症対策の集中的かつ計画的な推進を図るため、**熱中症対策の実行に関する計画（熱中症対策実行計画）を定めなければならない。**
- ◆ 環境大臣は、熱中症対策実行計画の案を作成し、**閣議の決定を求めなければならない。**

※熱中症対策：気候変動適応のうち、熱中症による人の健康に係る被害の発生を防止するために国若しくは地方公共団体が講ずる施策又は事業者若しくは国民が行う取組をいう。

現行

環境大臣が議長を務める熱中症対策推進会議(構成員は関係府省庁の担当部局長)において、熱中症対策行動計画を策定 (法の位置づけなし)

※関係府省庁: 内閣官房、内閣府、総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、気象庁

※熱中症対策行動計画: 令和3年3月策定(令和4年4月改定)

改正後

熱中症対策実行計画として**法定の閣議決定計画**に格上げ

→関係府省庁間の連携を強化し、これまで以上に総合的かつ計画的に、**政府一体となった熱中症対策を推進**

- 例)
- ・熱中症予防に関する普及啓発
 - ・一般住宅や公共施設等におけるエアコンの普及促進
 - ・施設管理者(学校、スポーツ施設、事業所等)が行う熱中症対策の促進
 - ・救急搬送等情報の的確・迅速な把握

2. 熱中症特別警戒情報の発表及び周知

【第1条関係】気候変動適応法第18条及び第19条

【熱中症警戒情報】

- ◆ 環境大臣は、気温が著しく高くなることにより熱中症による健康被害が生ずるおそれがある場合と認めるときは、期間及び地域を明らかにして、被害発生を警戒すべき旨の情報を発表し、報道機関の協力を求めて、一般に周知させなければならない。

【熱中症特別警戒情報】

- ◆ 環境大臣は、気温が特に著しく高くなることにより熱中症による重大な健康被害が生ずるおそれがある場合と認めるときは、期間、地域等を明らかにして、被害発生を特に警戒すべき旨の情報を発表し、都道府県知事に通知し、報道機関の協力を求めて、一般に周知させなければならない。
- ◆ 都道府県知事は、当該通知を受けたときは、市町村長（特別区の区長を含む。）にその旨を通知しなければならない。また、市町村長は当該通知を住民等へ伝達しなければならない。

現行

環境省・気象庁にて、**熱中症警戒アラート**を発信（法の位置づけなし）
※本格実施は令和3年から

令和4年度の実績（全国）

発表地域：46地域/58地域
発表日数：85日/183日
延べ発表回数：889回
※4/27～10/26

（参考）令和3年度の実績

発表地域：53地域/58地域
発表日数：75日/183日
延べ発表回数：613回
※4/28～10/27

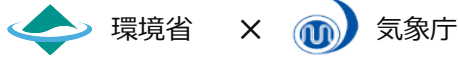
改正後

現行の熱中症警戒アラートを**熱中症警戒情報**として法に位置づけるとともに、より深刻な健康被害が発生し得る場合に備え、一段上の**熱中症特別警戒情報**を創設

→法定化により、他の措置とも連動した、**より強力かつ確実な熱中症対策が可能に。**

(参考) 現行「熱中症警戒アラート」について

令和5年度は4月26日(水)から10月25日(水)まで実施



熱中症警戒アラート

環境省・気象庁が新たに提供する、暑さへの「気づき」を呼びかけるための情報。熱中症の危険性が極めて高い暑熱環境が予測される際に発表し、国民の熱中症予防行動を効果的に促す。

1. 背景

- 熱中症による**死亡者数・救急搬送人員**は高い水準で推移しており、気候変動等の影響を考慮すると**熱中症対策は極めて重要**



2. 発表方法

- 高温注意情報を、熱中症の発生との相関が高い**暑さ指数(WBGT)**を用いた新たな情報に置き換える

暑さ指数(WBGT)とは、人間の熱"ラジ"に影響の大きい
気温 湿度 輻射熱

の3つを取り入れた暑さの厳しさを示す指標です。

※各地域の暑さ指数は環境省の熱中症予防情報サイト参照

3. 発表の基準

- 府県予報区内のどこかの地点で暑さ指数(WBGT)が**33以上になると予測した場合に発表**

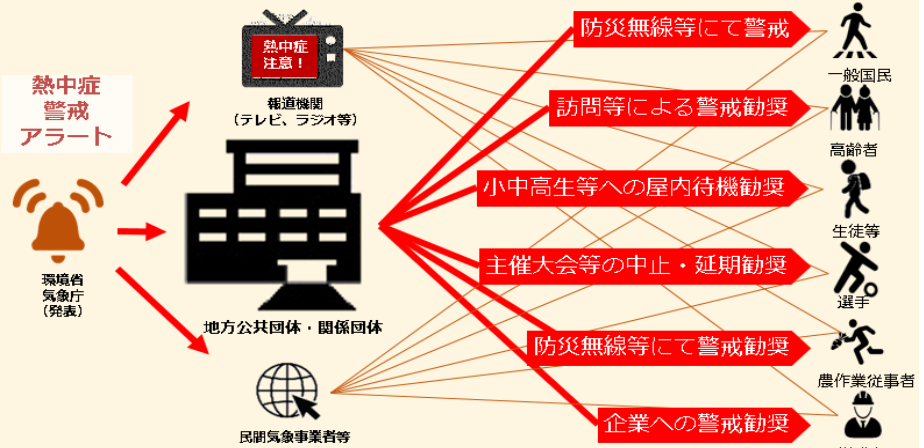
| 暑さ指数(WBGT) | 注意すべき生活活動の目安 ¹⁾ | 日常生活における注意事項 ²⁾ | 熱中症予防行動 ³⁾ |
|------------|----------------------------|-------------------------------|---|
| 33℃以上 | すべての生活活動で高い危険性 | 高齢者は炎天下を避け、室内では室温の上昇に注意する。 | 運動は原則中止 特別の場合以外に運動を中止する。特に子どもの場合は中止すべし。 |
| 28~31℃ | 中程度の生活活動で高い危険性 | 外気は炎天下を避け、室内では室温の上昇に注意する。 | 運動は原則中止 暑中見舞い(暑い)運動は中止 暑中見舞い(暑い)運動は中止 暑中見舞い(暑い)運動は中止 |
| 25~28℃ | 中程度の生活活動で高い危険性 | 暑や強い日射を避け、涼しい場所や涼しい服装に注意する。 | 運動(軽微な)は原則中止 暑中見舞い(暑い)運動は中止 暑中見舞い(暑い)運動は中止 |
| 21~25℃ | 強い生活活動で高い危険性 | 一般的に危険性は少ないが、暑い場所や強い日射には注意する。 | 注意(軽微な)は原則中止 暑中見舞い(暑い)運動は中止 暑中見舞い(暑い)運動は中止 |

注1) 日本気象学会指針より引用
注2) 日本スポーツ協会指針より引用

4. 発表の地域単位・タイミング

- <地域単位>**
 - 気象庁の府県予報区等単位で発表
 - 該当府県予報区内の観測地点毎の予測される暑さ指数(WBGT)も情報提供
- <タイミング>**
 - 前日の17時頃及び当日の朝5時頃に最新の予測値を元に発表
 - 報道機関の夜及び朝のニュースの際に報道いただくことを想定
 - 「気づき」を促すものであるため、一度発表したアラートはその後の予報で基準を下回っても取り下げない

5. 情報の伝達方法(イメージ)



※ 農作業従事者向けの「MAFFアプリ」や訪日外国人旅行者向けの「Safety tips」、LINE公式アカウントをはじめとしたSNSアカウント等も活用し、情報を発信。

6. 発表時の熱中症予防行動例

- 熱中症の危険性が極めて高くなると予測される日の前日または当日に発表されるため、**日頃から実施している熱中症予防対策を普段以上に徹底することが重要。**
- (例)
 - 不要不急の外出は避け、昼夜を問わずエアコン等を使用する。
 - 高齢者、子ども、障害者等に対して周囲の方々から声かけをする。
 - 身の回りの暑さ指数(WBGT)を確認し、行動の目安にする。
 - エアコン等が設置されていない屋内外での運動は、原則中止/延期をする。
 - のどが渇く前にこまめに水分補給するなど普段以上の熱中症予防を実践する。

7. 令和4年度の実績(全国)

発表地域: **46地域/58地域**
 発表日数: **85日/183日**
 延べ発表回数: **889回**
 ※4/27~10/26
 (4月第4水曜日から10月第4水曜日まで)

【参考】令和3年度の実績

発表地域: **53地域/58地域**
 発表日数: **75日/183日**
 延べ発表回数: **613回**
 ※4/28~10/27
 (4月第4水曜日から10月第4水曜日まで)

※令和3年から全国運用開始

1. 熱中症特別警戒情報の発表について

(1) 発表基準について

○熱波は都道府県の域を超えて広域に発生するため、都道府県内において、全ての暑さ指数情報提供地点において暑さ指数（WBGT）35に達する場合は、過去に例のない危険な暑さであり、熱中症救急搬送者数の大量発生を招き、医療の提供に支障が生じるような、人の健康に係る重大な被害が生じるおそれがある。

これらを踏まえ、

『都道府県内において、全ての暑さ指数情報提供地点における、翌日の日最高暑さ指数（WBGT）が35※（予測値）に達する場合に原則機械的に発表する。』

(2) 発表のタイミング

暑さ指数は当日を含め3日目まで予測可能であるが、現行アラートは前日までに於ける予測値（原則：前日17時及び当日5時時点における予測値）を用いて判断している。そのため、現行アラートと同様、**『熱中症特別警戒情報についても前日における予測値で判断』**する。

※原則、前日10時時点における翌日の予測値で判断し、前日14時に発表

(3) 地域単位について

熱波は広域性であること、発表単位の地域内全てに指定暑熱避難施設の開放義務がかかることから、**『都道府県単位』**とする。

※暑さ指数（WBGT）は、現行アラート同様、四捨五入した値

1. 熱中症特別警戒情報の発表について

(4) 例外基準

関係省庁等へヒアリングを行い、公開情報、関係省庁情報（プッシュ型）の参考情報（広域停電等）が収集可能かを確認した上で、定量的な基準その他の一定の要件で機械的に判断できる基準を検討予定

○なお、令和5年度中に定量的な基準その他の一定の要件で機械的に判断できる基準が設けることができない場合は、令和6年度法施行時には原則のみ運用を開始し、令和6年度以降も引き続き議論予定

3. 指定暑熱避難施設制度の創設

【第1条関係】気候変動適応法第21条

- ◆ **市町村長は、熱中症による人の健康に係る被害の発生を防止するため、市町村内の冷房設備を有する施設を指定暑熱避難施設として指定することができる。**
- ◆ 指定暑熱避難施設の管理者は、**熱中症特別警戒情報が発表されたときは、その期間中、指定暑熱避難施設を開放**しなければならない。

※指定暑熱避難施設は、あらかじめ公表される「開放することができる日及び時間帯」において開放されることとなる。

現行

国内での取組は限定的（海外においては、極端な高温時への対策としてクーリングシェルターの活用が進められている）

※米国疾病予防管理センター(CDC)からは、クーリングシェルターは熱中症予防のために有効な対策の一つであり、冷房の効いた施設で体温を適切に保つことは熱中症による死亡者数等を下げるものとの報告がなされている。



改正後

市町村長が、冷房設備を有する等の要件を満たす施設（公民館、図書館、ショッピングセンター等）を**指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）**として指定できることとする。指定暑熱避難施設は、熱中症特別警戒情報の発表期間中に一般に開放

→暑さをしのげる場を確保することで、極端な高温時における熱中症による重大な被害の発生を防止

指定暑熱避難施設に関するワーキング・グループ等の概要

- 指定暑熱避難施設に関するワーキング・グループ等にて賛同が得られた主な事項
(詳細については、第3回熱中症対策推進検討会資料1-2, 1-3参照)

1. **指定暑熱避難施設として必ず備えるべき最低限の基準** (省令で定める最低限の基準)
 - 法律で定める冷房施設に加えて、**住民その他の者を滞在させるために必要かつ適切な規模のものであることを定める。**
2. 指定暑熱避難施設の指定・設置、運営に関する手引きの方向性について
 - **地方自治体独自の判断を妨げないよう、施設の開放時間、アクセシビリティ、管理体制、必要な人材、物品については、指定暑熱避難施設の指定基準には含めず、地方自治体が指定・設置、運営に当たり参考となるような事例等について、今後手引きで示すこととする。**
 - 今後、地方自治体等関係者にヒアリングを行い、「指定暑熱避難施設の運営に関する手引き」※に含まれる事例について本ワーキング・グループにおいて検討する。

※「指定暑熱避難施設の運営に関する手引き」を「指定暑熱避難施設の運営に関する事例」と名称変更

(参考) クーリングシェルターの国内外の事例

【国内事例】

クーリングシェルター等が自治体内に設置されている市区町村数
⇒ 125/592 (21%) (令和4年環境省調べ)

➤ 熊谷市「まちなかオアシス事業」

期間：6月1日から9月末日まで

場所：市内22の公共施設(庁舎、公民館、文化施設)



写真提供：熊谷市

➤ 品川区「避暑シェルター」事業

期間：毎年7月1日から9月末日まで

場所：区内61の公共施設（地域センター(区役所支所)、児童センター、シルバーセンター、保健センター等）



写真提供：品川区

【海外事例】

➤ 米国オレゴン州におけるクーリングセンター事例

出典：<https://www.telegraph.co.uk/global-health/climate-and-people/heat-domes-explained-pacific-northwest-experiencing-record-breaking/>



➤ カナダの事例（2021年熱波発生時のクーリングセンターの運営実績）

○バンクーバー市

市内10か所（図書館、公民館）で運営

運営主体：バンクーバー市危機管理部門

○カムループス市

アイスホッケーリンク（写真）を12時～20時まで開設。

2021年は350人が利用。



4. 熱中症対策普及団体の指定

【第1条関係】気候変動適応法第23条及び第30条

- ◆ **市町村長は、NPO法人等の民間団体**であって、以下の事業を適正かつ確実にを行う者を、**熱中症対策普及団体として指定することができる。**
 - ①熱中症対策について、事業者及び住民に対する**普及啓発**を行うこと。
 - ②熱中症対策について、住民からの相談に応じ、**必要な助言**を行うこと。
- ◆ 熱中症対策普及団体は、地域住民の生活実態を踏まえた事業を行うことから、当該団体の役員若しくは職員又はこれらの職にあった者は、事業に関して知り得た**秘密を漏らしてはならない。**(罰則：30万円以下の罰金)

現行

独居老人等の熱中症弱者に対する地域における見守りや声かけを行う**自治体職員等が不足**

改正後

市町村長が、熱中症対策の普及啓発等に取り組む民間団体等（NPO等）を**熱中症対策普及団体**として指定できることとする。

→**地域の実情**に合わせた普及啓発により、熱中症弱者（高齢者等）の熱中症予防行動を徹底

(参考) 熱中症対策に係る地域の民間団体の活動事例

NPO法人・ボランティア団体等



- 在宅訪問を行い、居住者の状況や体調を確認する等熱中症予防に関する声かけ・見守りを実施
- 高齢者向けの健康教室、体操教室にて熱中症予防に関する声かけを実施

民間企業

- 自社製品・サービスの特性や企業の持つ人材・資源を活かし、自治体の熱中症対策を強かにサポート（対策へのアドバイス、研修等の実施）

一般社団法人

- 熱中症予防を考えるイベント・ワークショップを開催

熱中症対策実行計画（概要）

令和5年5月30日閣議決定

目 標

中期的な目標（2030年）として、**熱中症による死亡者数が、現状（※）から半減**することを目指す。
（※ 5年移動平均死亡者数を使用、令和4年（概数）における5年移動平均は1,295名）

計画期間

おおむね
5年間

推進体制

熱中症対策推進会議（議長：環境大臣、構成員：関係府省庁の局長級）において、計画の実施状況確認・検証・改善、及び新たな施策を検討するとともに、極端な高温の発生時の政府一体的な体制を構築する。

関係者の 基本的役割

国：集中的かつ計画的な熱中症対策の推進、関係府省庁間及び地方公共団体等との連携強化、熱中症と予防行動に関する理解の醸成
地方公共団体：庁内体制を整備しつつ、主体的な熱中症対策を推進
事業者：消費者等の熱中症予防につながる事業活動の実施、労働者の熱中症対策
国民：自発的な熱中症予防行動や、周囲への呼びかけ、相互の助け合いの実施

熱中症対策の具体的な施策

1. 命と健康を守るための普及啓発及び情報提供

- 熱中症予防強化キャンペーンの実施
- シーズン前のエアコン点検・試運転の普及啓発
- 電力需給ひっ迫時等においても、節電にも配慮したエアコンの適切な使用の呼びかけ
- 熱中症警戒情報を発表し、各種ルート、ツールを通じて、国民に広く届け、熱中症予防行動を促す
- 救急搬送人員の取りまとめ、公表

2. 高齢者、子ども等の熱中症弱者のための熱中症対策

- 熱中症対策普及団体や、福祉等関係団体、孤独・孤立対策に取り組む関係団体等を通じた見守り・声かけ強化
- エアコン利用の有効性の周知

3. 管理者がいる場等における熱中症対策

- 【学 校】○危機管理マニュアル等に基づく対応の実施
○教室等へのエアコン設置支援
- 【職 場】○暑さ指数を活用した熱中症予防実施
- 【スポーツ】○スポーツ施設のエアコン設置支援
- 【災害発生時】○エアコン未設置の避難所への迅速なエアコンや非常用電源の供給支援
- 【農作業】○農作業安全確認運動を通じた普及啓発

4. 地方公共団体及び地域の関係主体における熱中症対策

- 地方公共団体における体制整備
- 指定暑熱避難施設の指定や暑熱から避けるためエアコンのある施設や場の確保
- 指定暑熱避難施設の確保時における再エネや蓄電池等の活用
- 熱中症対策普及団体の指定等、民間の力を活用した熱中症弱者の見守り・声かけ強化
- 地方公共団体向けの研修会等の実施

5. 産業界との連携

- 消費者等への普及啓発、商品開発への協力依頼

6. 熱中症対策の調査研究の推進

- 高温等に関する情報の提供に向けて、予測技術等の改善

極端な高温発生時の対応

7. 極端な高温の発生への備え

- 地方公共団体内での関係部局間及び対応すべき関係機関の役割の明確化や連携、指定暑熱避難施設の確保や運営等に関する事前の準備を含め、体制整備が進むよう、日頃からの見守り・声かけ体制の活用や災害対策の知見・経験の共有等を通じ、支援
- 熱中症特別警戒情報に関する指針や体制の整備
- 熱中症特別警戒情報の在り方について、救急搬送に関する情報等の活用も含め検討
- 熱中症弱者の特定、所在把握、安否確認、避難誘導や、屋外活動の抑制等、見守り・声かけ体制や災害対策の仕組み等を参考に検討

8. 熱中症特別警戒情報の発表・周知と迅速な対策の実施

- 熱中症特別警戒情報を広く国民に届け、予防行動を呼びかける
- 指定暑熱避難施設の開放・適切な運用の確認
- 地方公共団体における対策の迅速な実施への協力

実行計画の実施と見直し

○実行計画は、気候変動の状況、熱中症の今後の推移や国民世論の動向等を見据え、**更なる対策の追加や強化について引き続き検討**。極端な高温発生時の推進体制も検討結果に応じ見直し。

気象庁報道発表資料(2023年9月1日)より

- ◆ 夏の平均気温平年差は北日本で+3.0°C、東日本で+1.7°C、西日本で+0.9°Cとなり、1946年の統計開始以降、北日本と東日本で1位、西日本で1位タイの高温となった。
- ◆ 全国のアメダス地点で6月以降に観測された猛暑日地点数の積算でも、夏の平均気温が特に高かった年(2010年、2013年、2018年、2022年)と比べ、7月下旬以降に猛暑日地点数が大きく増加し、2010年以降では最多となった。
- ◆ 日本の平均気温は1898年以降で夏として最も高かった。

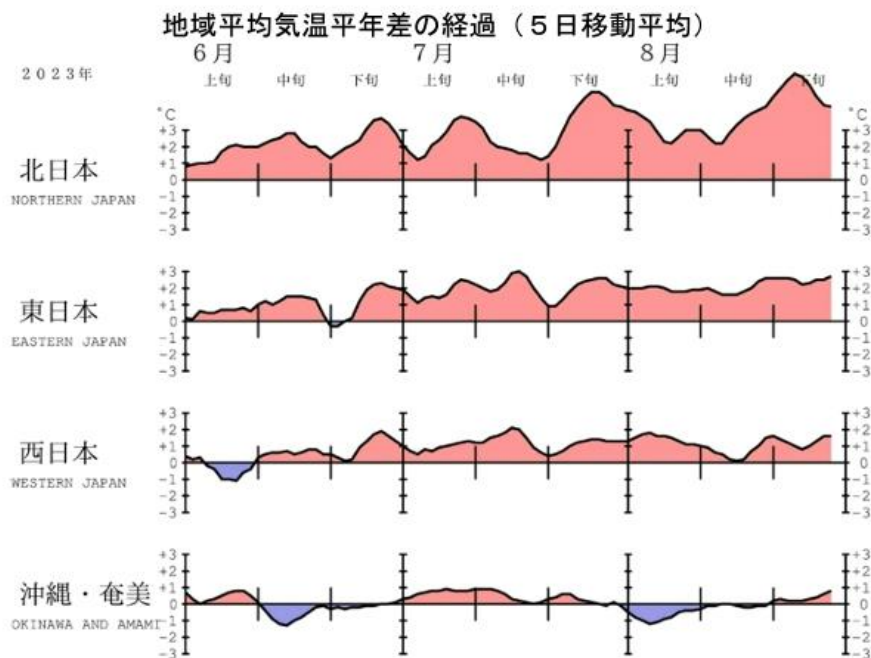


図1 2023年6月～8月の5日移動平均した地域平均気温平年差の推移(°C) (平年値は1991～2020年の30年平均)

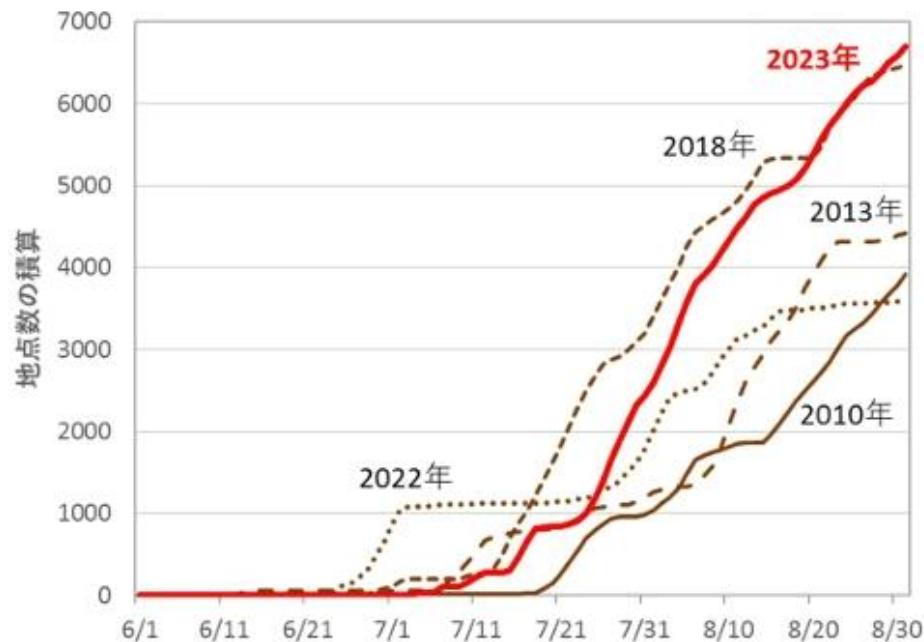
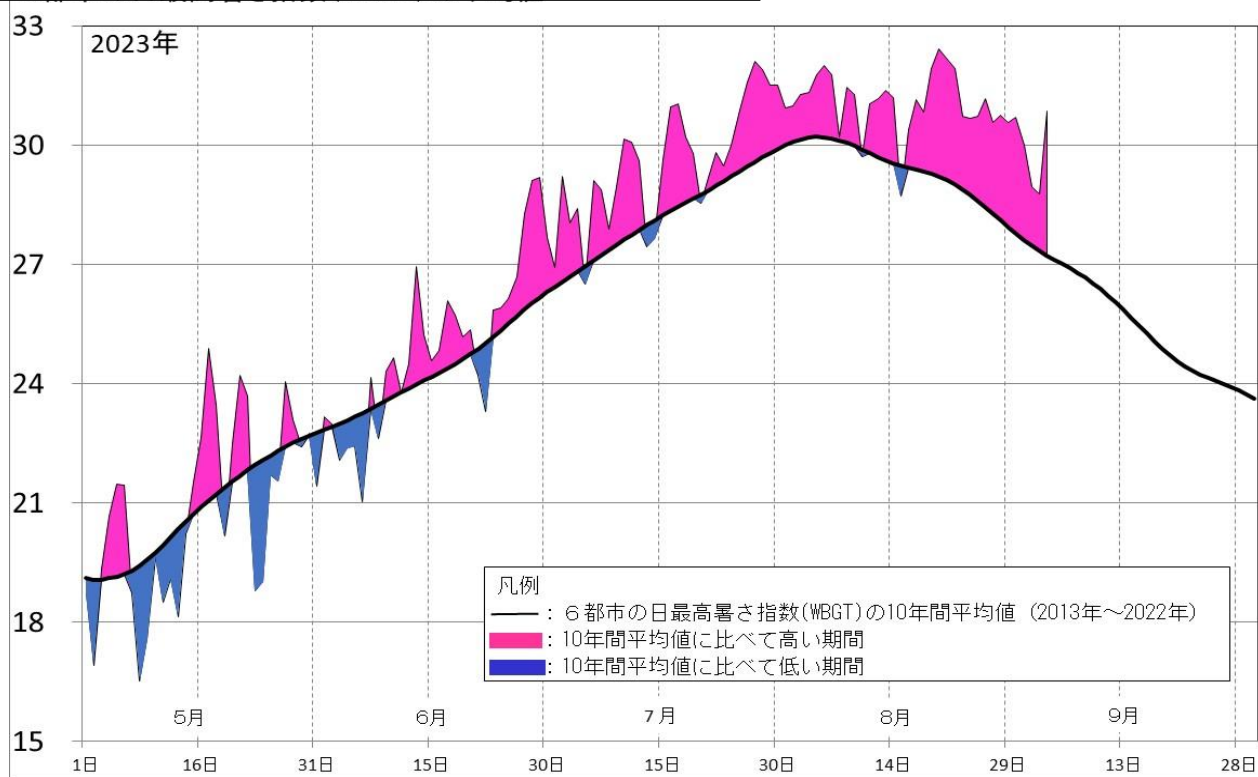


図2 全国のアメダス地点で観測された猛暑日の地点数の積算

6月1日～8月31日の推移を表し、2023年と2010年以降の主な高温年を示す。6月1日時点のアメダス地点数は、2010年が919地点、2013年と2018年が927地点、2022年が914地点、2023年が915地点。

令和5年夏の状況

6都市の日最高暑さ指数(WBGT)の平均値



6都市：
東京都、
大阪市、
名古屋市、
新潟市、
広島市、
福岡市

(2023年9月3日までの速報値)

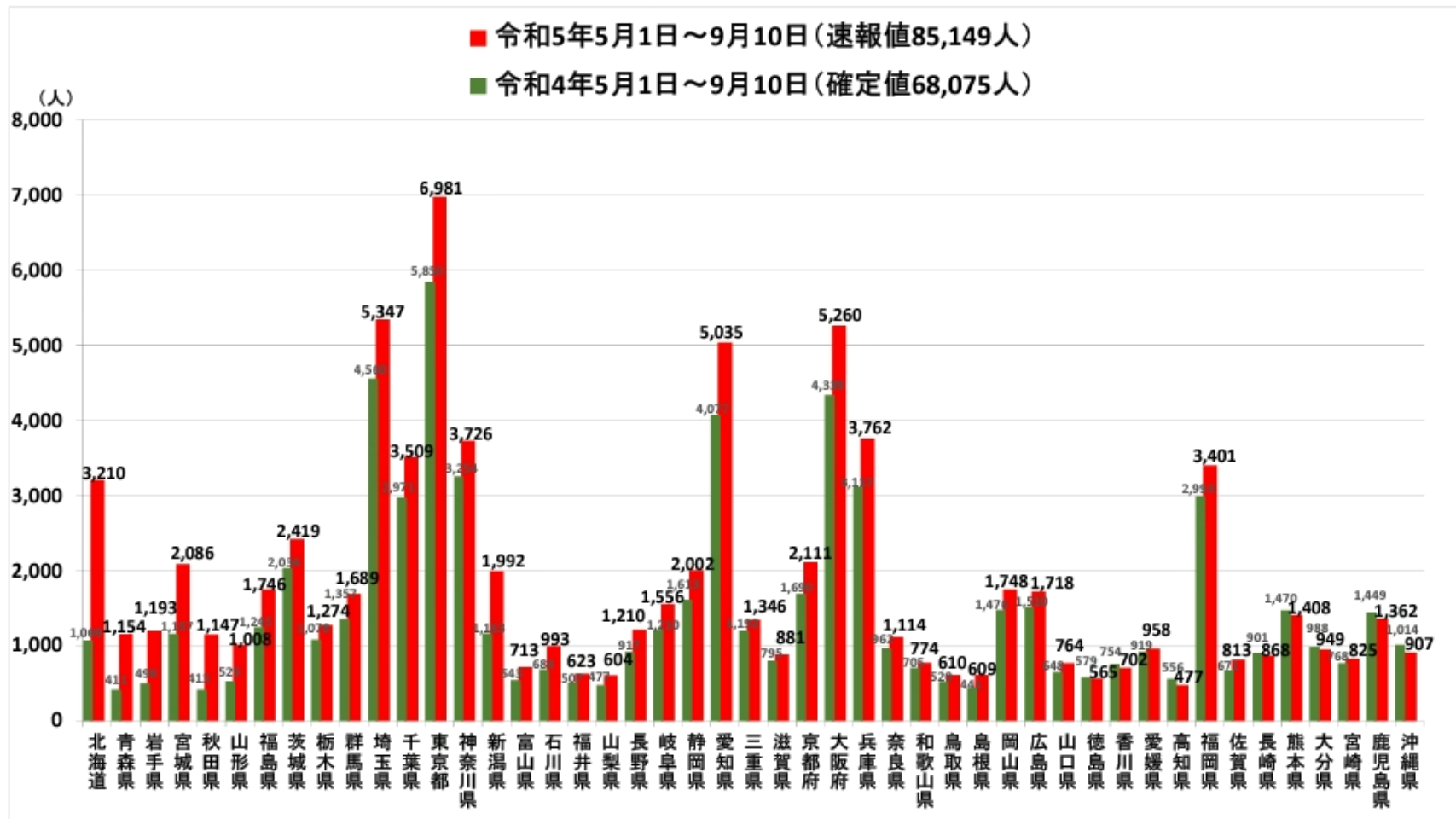
熱中症警戒アラート発表回数(全国延べ回数)

| 対象地域 | 令和5年度 (~9月3日) 発表回数 | 令和4年度 発表回数 | 令和3年度 発表回数 |
|------|--------------------------|---------------|---------------|
| 合計 | 1182 | 889 | 613 |

消防庁公表資料（2023年9月12日）より

令和5年 都道府県別熱中症による救急搬送人員

前年同時期との比較（累計：5月1日から9月10日）



* 速報値(赤)の救急搬送人員は、後日修正されることもありますのでご了承ください。

參考資料

熱中症対策推進会議

関係府省庁が連携し政府が一体となって熱中症対策に取り組むため、**環境大臣を議長として12府省庁で構成**された会議

熱中症対策推進会議

議長 環境大臣

副議長 環境大臣が指名する環境副大臣

構成員 内閣官房孤独・孤立対策担当室長
内閣府大臣官房審議官（防災担当）
こども家庭庁成育局長
消防庁審議官
文部科学省総合教育政策局長
厚生労働省健康局長

農林水産省大臣官房生産振興審議官
経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官
国土交通省総合政策局長
観光庁審議官
気象庁大気海洋部長
環境省大臣官房環境保健部長

これまでの開催

- 第1回：令和3年3月25日 熱中症対策行動計画の策定
- 第2回：令和3年7月2日 令和3年夏に向けた政府の取組について
- 第3回：令和4年4月13日 熱中症対策行動計画の改定
- 第4回：令和4年7月21日 関係府省庁連携による更なる取組について
- 令和5年5月29日（※） **熱中症対策実行計画案及び気候変動適応計画（一部変更案）について**

※気候変動適応推進会議・熱中症対策推進会議合同会議として開催

『今夏の熱中症予防強化キャンペーン』 令和5年5～9月の実施予定表①

- ◆ 梅雨明け直後に熱中症が急増することに備え、梅雨明け前の5月から、**関係府省庁の連携強化の下**「熱中症予防強化キャンペーン」を実施。
- ◆ 政府一体となった国民への発信強化、産業界との連携、熱中症警戒アラートを活用した熱中症予防行動の周知浸透を図る。

訴求対象

3月・4月

5月

6月

7月

8月・9月

国民
全体

エアコンの早期試運転について業界団体から呼びかけ
【事業者等】

熱中症アラート運用開始
【環境省・気象庁】

熱中症予防情報サイトで暑さ指数の情報提供開始
【環境省】

“エアコンの早期点検・使い方”について普及啓発
【経済産業・環境省・事業者等】

熱中症による死傷労働災害件数を公表
【厚生労働省】

熱中症予防の普及啓発・注意喚起について事務連絡
【厚生労働省・環境省】

熱中症予防強化キャンペーンポスターの掲載（各府省の庁舎やweb等に）、
予防行動をまとめたリーフレット配布、SNS等から熱中症予防行動を発信、
地方公共団体や産業界からも発信

【内閣官房、こども家庭庁、内閣府、消防庁、文部科学省、スポーツ庁、厚生労働省、
農林水産省、経済産業省、国土交通省、観光庁、気象庁、環境省】

梅雨明け・熱中症注意の普及啓発
【関係府省庁】

盛夏・熱中症最大注意の普及啓発
【関係府省庁】

“節電にも配慮したエアコンの適切な使用”の普及啓発
【経済産業省・環境省】

大型ビジョンによる熱中症アラート・暑さ指数・予防対策の発信【環境省】

新国民運動・官民連携協議会を通じた熱中症予防行動等を展開【環境省】

各地の気象台が実施する「お天気フェア」での普及啓発【気象庁】

「水の週間」関連行事として打ち水の実施等による普及啓発
【国土交通省】

熱中症による救急搬送人員の公表【消防庁】

天候等踏まえ適宜実施：“災害時の熱中症対策”
【内閣府、消防庁、厚生労働省、環境省】

『今夏の熱中症予防強化キャンペーン』 令和5年5～9月の実施予定表②

| 訴求対象 | 3月・4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月・9月 |
|--------------------------|---|---|---|---|--|
| 高齢者等 ・ 関係団体 | | 熱中症予防の普及啓発・ 注意喚起について 事務連絡（第1弾） 【厚生労働省・環境省】 | 高齢者福祉等の関係団体 への見守り、声かけ依頼 【内閣官房、厚生労働省、 環境省】 | 熱中症予防の普及啓 発・注意喚起につい て事務連絡（第2弾） 【厚生労働省・環境省】 | |
| 地方公共 団体等 | | 熱中症対策・体制強化の依頼発出 【関係府省庁】 | 高齢者向けのコンテンツをテレビ・ラジオ・SNS等を活用し発信【環境省】 | 都道府県に熱中症予防 の普及啓発/注意喚起の 事務連絡発出 【こども家庭庁・ 厚生労働省・環境省】 | |
| 学校・ スポーツ の管理者 等 | 教育委員会等に 熱中症予防、ガイド ラインの活用につい て通知 【文部科学省】 | 啓発動画の公開 【スポーツ庁】 | 都道府県・政令指定都市教育委員会学校体育主管課の指導 主事（小学校・中学校）連絡協議会において注意喚起 【スポーツ庁】 | 教育委員会・関係団体等に 対して熱中症に関する対応 研修の実施等を要請 【文部科学省】 | |
| 労働者 ・ 農業 従事者 | STOP!熱中症 クールワークキャン ペーン準備期間 【厚生労働省】 | 熱中症事故防止について 事務連絡 【スポーツ庁】 | 訪日外国人のための 救急車利用ガイド 【消防庁】 | STOP!熱中症 クールワークキャンペーン【厚生労働省】 | 農作業安全確認運動における「熱中症対策強化期間」 （参画機関、農作業安全指導者による啓発活動の推進）【農林水産省】 |
| | | 熱中症予防等の啓発資 料の作成【農林水産省】 | ステッカーの作成・送付 【農林水産省】 | | |
| | | 熱中症予防等に関するオンライン研修の実施【農林水産省】 | | | |

熱中症対策の一層の強化に関する地方自治体への協力依頼

熱中症対策の一層の強化のための気候変動適応法改正の内容・趣旨につき、すべての関係府省庁から地方自治体の関係部局へそれぞれ協力を要請する事務連絡を発出。

➤ 事務連絡「熱中症対策の一層の強化について（協力依頼）」

- ・発出時期 : 6月23日～7月前半 ※府省庁ごとに異なる。
- ・関係府省庁 : 内閣官房、内閣府、こども家庭庁、消防庁、文部科学省、スポーツ庁、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、観光庁、気象庁、環境省

【事務連絡の主な内容】

地方公共団体における庁内体制・連携強化等

地域における熱中症対策の強化のためには、地方自治体を中心とした、住民への声かけといった直接的な働きかけや対策が有効。こうした取組を実施するため、地方自治体において以下の対応が必要。

(1) 熱中症対策強化のための庁内体制の確立

熱中症対策は地方自治体内の多くの関係部署にまたがる。首長の主導の下、各部局それぞれの役割を明確にし、庁内の取りまとめの部局を定める等、庁内の連携・協力体制整備が不可欠。

(2) 全ての関係部局の取組の推進

一部の部局のみならず、地方自治体内のすべての関係部局が連携して対策を進めていくことが重要。

(3) 改正気候変動適応法の全面施行に向けた準備

改正気候変動適応法の全面施行に向けて、新たな追加された事務の対応に向けた準備の検討を進めることが必要。

熱中症予防強化キャンペーンへの協力願い

高齢者等の住民に対して、政府作成のポスターやリーフレットを活用し、エアコンの適切な利用等、積極的な熱中症予防行動等の呼びかけを行っていただくことが重要。